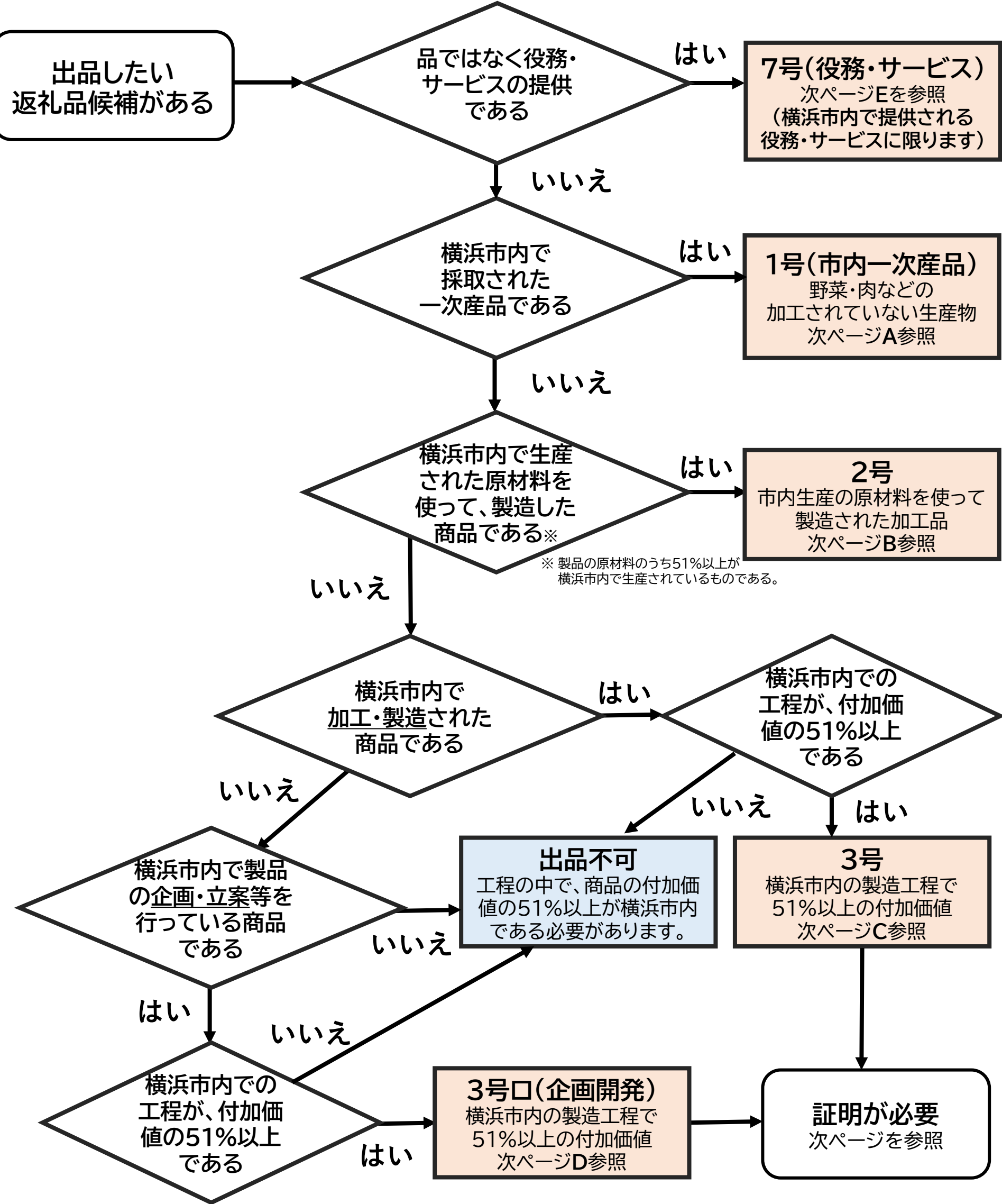


横浜市ふるさと納税 地場産品基準の確認フローチャート

ご質問いただく機会が多い返礼品の適合基準について、フローにしました。
下記により、どの地場産品基準に該当するかフローで確認した後、
次ページの詳細にて、該当する申請に必要な記載事項等を確認してください。



横浜市ふるさと納税 返礼品申請にあたって必要な記載事項等

前ページのフローチャートで該当した「A～E」に基づき、下記の「申請にあたって必要な記載事項」を確認してください。
なお、下記以外にも総務省による確認の過程で追加資料のご提出等をお願いする場合があります。

種別	地場産品基準		申請あたって必要な記載事項	添付書類※
A	1号	横浜市内で生産された一次産品 (例:市内産トマト、牛乳)	①生産地(横浜市〇〇区××町▲-▽) ②栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚の種別	なし
B	2号	横浜市内で返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの (例:市内産トマトを100%使用したジュース)	①主な原材料のうち、横浜市内で生産された原材料名とその付加価値の割合 ②①の生産地(横浜市〇〇区××町▲-▽) ③主な原材料のうち、市外で生産された原材料名とその付加価値の割合	なし
C	3号	横浜市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、51%以上の付加価値が生じているもの (例:市外産の材料で、市内で製造されたお菓子)	①横浜市内で行われている工程(製造・加工)の詳細と付加価値の割合 ②市外で行われている工程(製造・加工)の詳細と付加価値の割合 ③価値の51%以上が横浜市内で生じている説明 加工又は製造に該当しない例: 単なる切断・組み立て・梱包・混合	3号工程表
D	3号□	横浜市内で製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程により、51%以上の付加価値が生じているもの。 (例:市内で製品の企画開発等を行い、市外で製造された商品)	①横浜市内で行われている工程(企画・立案等)の詳細と付加価値の割合 ②市外で行われている工程(企画・立案等)の詳細と付加価値の割合 ③価値の51%以上が横浜市内で生じている証明 ④製造・加工先の自治体(横浜市外の自治体)では当該返礼品を提供していない証明	3号□工程表
E	7号 (宿泊以外)	横浜市内で提供される役務・サービス (例:市内レストラン個店で利用できるお食事券)	①サービスの内容 ②サービスが提供される施設名 ③サービスが提供される施設の住所 ④他市町村展開の有無 ⑤サービスの内容と横浜市との関連性 ×横浜市内のサービスでも、市外でも同様のサービスを提供している場合(全国的に展開している店舗等)	なし
	7号の 2・3 (宿泊)	横浜市内の宿泊 (例:市内のホテルで利用できる宿泊券)	①宿泊施設名 ②宿泊施設名の住所 ③運営主体が、神奈川県内でのみ宿泊施設の運営をしているか、他都道府県でも運営を行っているか →他都道府県でも運営を行っている場合には、一泊につき一人当たり5万円を超えないものに限ります。	なし

※ 「なし」の場合は、事業者申込フォームの「根拠説明」欄に、記載事項を直接記入してください。
なお、**新規事業者様**の場合は「**(様式1)返礼品候補台帳応募届**」を必ずご提出ください。